

## 第11回 経営協議会議事要旨

日 時	場 所	欠 席 者	陪 席 者
平成19年1月29日(月)15時00分～	事務局4階大会議室	学外委員2名	常勤監事

(はじめに)

学長から、平成18年10月に就任した教育担当理事の紹介があり、同理事から挨拶があった。

### 1. 報告事項

#### (1) 平成18年度予算の執行状況について(上半期)

総務・財務担当理事から、報告資料1に基づき、平成18年度上半期の予算の執行状況について報告があった。

#### (2) 平成19年度予算及び平成18年度補正予算の内示概要について

総務・財務担当理事から、報告資料2-1及び2-2に基づき、平成18年12月22日付けで文部科学省から内示のあった平成19年度国立大学法人予算及び本学の予算予定額並びに施設整備費補助金等に係る平成19年度予定事業及び平成18年度補正予算予定事業の概要について、それぞれ報告があった。

なお、学外委員から、以下のとおり意見があった。

特別教育研究経費について、継続事業に加え新規事業も予算が獲得できたことは、大学の努力の成果として評価したい。

#### (3) 平成17年度に係る業務の実績に関する評価について

連携・評価担当理事から、報告資料3に基づき、平成18年9月29日付けで国立大学法人評価委員会から通知のあった標記の評価結果について報告があった。

なお、学長から、平成19年度迄の実績が、同委員会において暫定評価され、その評価結果が次期の中期目標・中期計画期間の運営費交付金算定の参考とされることの説明があり、平成19年度末迄に可能な限り中期計画を前倒して取り組むことが、当面の課題である旨発言があった。

### 2. 審議事項

#### (1) 平成18年度予算の補正について

学長から、平成18年12月21日開催の役員会において、平成18年度人件費執行見込額を算定した結果、当初予算に比べて残額を生じる見込みとなったため、その残額の一部を物件費として部局等に再配分することとしたこと、並びに補正予算の決定については、香川大学予算管理規程第17条により、緊急の場合は、学長が予め補正予算を決定し、その直後に開かれる経営協議会に報告した上で、その追認を受けることと規定されている旨説明があり、予算の補正について審議願いたい旨発言があった。

次いで、労務担当理事から、審議資料1に基づき、平成18年度人件費の執行見込額について、また、総務・財務担当理事から、同資料に基づき、平成18年度における各部局等への配分額等についてそれぞれ説明があり、審議の結果、承認した。

#### (2) 平成19年度予算編成方針並びに全学予算編成基準の基本的考え方について

学長から、平成19年度予算の編成を行うにあたり、その基本となる予算編成方針(案)及び全学予算編成基準の基本的考え方(案)を平成18年12月7日開催の役員会において策定したので、審議願いたい旨発言があった。

次いで、総務・財務担当理事から、審議資料2-1に基づき、予算編成方針(案)について昨年度からの変更点を中心に説明があった。

引き続き、同理事から、審議資料2-2及び参考資料に基づき、平成18年度からの変更点となる特定施策推進経費の中の「特別奨励研究経費」及び「インセンティブ経費」を中心に説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、今後、軽微な修正等が必要となった場合の取扱いについては、学長に一任することとした。

また、学外委員から以下のとおり意見があった。

平成19年度迄の実績について、20年度に暫定評価として行うこととなっているが、これは実質的には本評価となるので、20年度、21年度に予定している年度計画で緊急性の高いものは、平成19年度の予算で措置し実施を推進していただきたい。

平成19年度から科学研究費補助金の基盤研究B、Cについて間接経費が30%措置されたので、研究費の不正使用防止のための経費に充当した上で、残余については、研究環境の充実など大学全体の事業計画及び年度計画の重点的な実施に充てる必要があるのではないか。

附属病院収入が順調に推移している中で、原則、病院収入は附属病院に充てることとなっているが、附属病院と連携し、平成19年度においては例外措置として、中期計画実施のための全学的経費として活用してはどうか。

### (3) 平成19年度教員の要員計画と人件費見通しについて

学長から、中期目標期間中の人件費の推移を把握し、適切な財務運営を行うため、今後の人件費の見通しに基づき、平成19年度の教員の要員計画(案)を作成したので審議願いたい旨発言があった。

次いで、労務担当理事から、審議資料3及び参考資料に基づき、平成21年度までの常勤職員の人件費の見込み及び不補充による平成19年度の要員計画について説明があり、審議の結果、原案を了承した。

なお、今後、軽微な修正が必要となった場合の取扱いについては、学長に一任することとした。

なお、学外委員から、以下のとおり意見があった。

診療報酬の改正に伴い、看護体制の充実が求められていることに関して、医学部附属病院の看護師の確保に努力し、看護体制の充実に努めてほしい。

### (4) 「将来構想(中間まとめ)」及び「大学憲章」について

学長から、平成18年6月19日開催の経営協議会で学外委員からいただいた意見及び学生はじめ大学の構成員の意見も踏まえ、将来構想策定委員会等で検討しまとめた「将来構想(中間まとめ)」及び「大学憲章」について、審議願いたい旨発言があった。

次いで、学長から、審議資料4-1及び4-2に基づき、骨子に沿って説明があった。

意見交換の結果、引き続き2月13日まで、学外委員から意見招請し、意見について検討を重ねたうえで、最終案を策定することとした。

なお、学外委員から、以下のとおり意見があった。

外部資金の獲得の手段としても、特に瀬戸内圏環境問題に取り組み、科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」の採択に向けて検討してみてもどうか。

大学憲章は、大変よくできているが、教育の中で使っている「課題探求能力」は、この表現で込められた意味が伝えきれているのか、研究の中でうたっている創造的な研究の萌芽を促すことは非常に適切であるが、社会貢献の中でうたっている4項目はすべてが地域に対するもので限定的になりかねないので、教育の国際的活動とのバランスも考えてはどうか。

瀬戸内圏の総合研究は、地域の拠点として大変期待しているので、全学あげて取り組み、しっかり推進していただきたい。

県内の優秀な若い人材が県外へ流出しているという問題もあり、優秀な人材を呼び戻し、かつ中核的な人材を育成、輩出するためにも専門職大学院の機能を拡充していただきたい。また、四国で唯一、ビジネススクールとロースクール、経済学部と法学部を有する強みを活かして地域のニーズに応じた新たな学科の創設なども検討していただきたい。

大学として大変意欲的な将来構想と見受けられる。

研究の中で学部を横断した形でプロジェクトを推進していくことは良いことだが、加えて、香川大学の特性として国際的にも高い水準の研究が幾つかあってもいいのではないか。

企業において、地震や水資源の問題を含め四国全体の問題への対応に苦慮しており、大学には多方面からの学術的サポートを期待している。

## 3. その他

### (1) 監事の監査報告について

常勤監事から、資料に基づき、平成18年度において監事が行った業務監査及び会計監査について報告があった。

**(2) その他**

最後に学長から、資料に基づき、学内の予算編成及び平成18年度の年度計画など重要な事項を踏むため、3月中旬を目途にして、次回経営協議会を開催したい旨及び、平成19年度については、できる限り曜日を固定して開催する方向で、日程調整したい旨発言があった。

閉会 16時55分